

○防衛省共済組合の診療所における自衛官等の診療について（通達）

昭和44年1月23日
海幕衛第425号

改正 昭和44年10月27日 海幕衛第5700号〔第1次改正〕

平成19年1月9日 海幕衛第83号〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律の制定に伴う関連通達の一部変更について（通達）第5項による改正〕

平成20年11月25日 海幕衛第9489号〔通達の一部変更について（通達）による改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

防衛省共済組合の診療所における自衛官等の診療について（通達）

標記について、別添のとおり防衛大臣から通達されたが、同通達の趣旨等については下記のとおりであるので遺漏のないように留意されたい。

記

- 1 防衛省共済組合の経営する診療所における自衛官等の診療については、従来陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び防衛大学校長（以下「幕僚長等」という。）が、それぞれ防衛省共済組合本部長との間に個別に診療協定を締結し、当該協定に基づいて実施されてきたところであるが、今後はこれら共済組合の診療所は、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第17条の4第1項第4号の契約医療機関に該当するものとして、幕僚長等が個別に協定を行なうことなく当該共済組合の定めた診療所管理運営規則等により実施されることとなった。
- 2 したがって、これにより従来幕僚長等と防衛省共済組合本部長との間にかわされた診療協定は、効力を失うこととなったが、その内容は従来の協定と変わりはない。